

基準認証、法務、資格TF議事録（厚生労働省ヒアリング）

1. 日時：平成19年11月7日（水）9：30～10：25
2. 場所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室
3. 議題：1. 社会保険労務士試験における受験資格としての学歴要件等の見直し  
2. その他
4. 出席者：厚生労働省 労働基準局 労働保険徴収課 課長 清川 啓三 氏  
厚生労働省 労働基準局 労働保険徴収課 課長補佐 小林 淳 氏  
規制改革会議 中条主査、安念委員、阿部専門委員、山下参考人

5. 議事：

○中条主査 お待たせして申し訳ございませんでした。今日は朝からありがとうございます。今日は社会保険労務士の試験について、厚生労働省さんからヒアリングをさせていただくということになっております。

議事録を取っておりますので、後ほど議事録は当会議のホームページで公開ということになっております。その点、念頭に置いていただければと思います。

まず、御説明の方からお願いいたします。

○清川課長 厚生労働省の労働基準局労働保険徴収課課長の清川でございます。本日はよろしくをお願いいたします。

お手元に前もってお配りさせていただきました「社会保険労務士の受験資格について」という横長の2枚紙と、本日御配布させていただきました「社会保険労務士試験について」、こういった試験を行っているのかというものを御参考にお配りさせていただいておりますが、横長のペーパーの方にしたがって、現在の社会保険労務士の受験資格について、また、この受験資格についての私どもの考え方を御説明させていただきたいと思っております。

まず「1 現在の受験資格」でございますけれども、社会保険労務士試験の受験資格につきましても、そこに書いておりますように、1つは、短期大学卒業同等程度の学歴を持っているという方と、併せて、こういう学歴要件に合致しない方についても、法人の従業者等、会社で働く人たちで労働社会保険諸法令に関する事務に従事した期間が通算して3年以上になるということなど、実務経験を幅広く認めているものでございます。

具体的に言いますと、次のページに「参照条文」ということで現在の定め方を書かせていただいておりますが、社会保険労務士法の第八条で受験資格を定めているわけですが、その第一号から第十号までのいずれかに該当する者ということで、これらの要件のうちの1つでも満たしていれば受験資格があるという形になっております。

まず第一号は、学校教育法による大学における一般教養科目の学習を終わった者、または短期大学、高等専門学校を卒業した者ということで学歴に着目した受験資格を定めておりますが、第五号以下については、実務経験を幅広く認めているものでございます。第五号は国家公務員の関係、第六号は行政書士となる資格を有する者ということでござい

すが、第七号を見ていただきますと、こちらの方では社会保険労務士、もしくは社会保険労務士法人、あるいは弁護士、あるいは弁護士法人のところで業務の補助ということで、それぞれの事務所で補助業務に就きまして、3年以上従事した方。

第八号は、労働組合の役員、企業の役員で労務を担当した期間が通算して3年以上となる方。

第九号が実際に実務経験を持っている方が受験者としてかなり多いものでございますけれども、組合の職員であったり、企業、あるいは個人事業所において労働社会保険諸法令に関する厚生労働省令で定める事務、これは下に※で書いてありますが、厚生労働省令で定める事務といたしましても、特別な判断を要しないような単純な事務以外の業務は広く読むということで、労働社会保険諸法令に関する事務をやっておればほとんどの方は入るということにいたしておりますが、そういったものが通算3年以上になるもの。

第十号で厚生労働大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める者という形にさせていただいております。

実はこの社会保険労務士法の受験資格に関しましては、平成12年3月31日の閣議決定で規制緩和推進3か年計画の中で一度取り上げられたことがございまして、その中で各士業の資格の関係で明確で合理的な理由のない受験資格要件を廃止するという計画の一貫といたしまして、社会保険労務士の試験資格についても一定の見直しを行うということで答申を受け、閣議決定なされたところでございます。

これに則りまして、まず第十号の関係で平成13年より、それまで短大あるいは高等専門学校を卒業した者ということで学歴要件を設けていたものにつきまして、修業年限2年以上の専修学校を卒業した者についても認めております。

併せて平成15年より、第七号から第九号に掲げております、いわゆる実務経験に関しても、それまで5年間の実務経験を要するというので、かなり厳しい部分があったわけですが、それを3年間に短縮いたしまして、受験者の方のニーズに合うように、受験範囲について緩和してございます。

このことによりまして、規制改革推進3か年計画のフォローアップの中で平成17年度において社会保険労務士試験については措置済みということで整理されているところでございます。

こういった形でかなり実務経験について幅広く認めてきておりますので、現在社会保険労務士試験を受けようと考えられている方のニーズについては、かなり幅広く応えてきているのではないかと私ども考えておまして、更に緩和すべきという強い要望はその後にいただいているという状況でございます。

元に戻りまして、このような受験資格というものをそもそもなぜゆえに置いているのかということですが、そこに考え方をまとめさせていただいておりますが、社会保険労務士の仕事といたしましては、まず大きなものが、1つ事業主の方への労務管理に関します助言、指導。これは近年企業の労務管理はかなり個別化等が進んでいる中で

非常に複雑かつ難しくなっているところでございますが、そういった労務管理に関する助言、指導、あと、事業主の代理といたしまして、行政庁に提出いたします書類の作成、あるいは説明、主張などを行うということが主な業務でございますので、これらの業務を適切かつ確実に実施するためには、労働社会保険諸法令に関する専門的知識というものは勿論必要でございますけれども、それだけではなくて、例えば高等教育における一般教養科目の学習とか、企業などにおける実務経験を通じまして取得した、例えば文章を作成する能力とか、論理的に考えて、それを相手方に説明し、きっちり説得するという基礎的能力もまた必要であると考えております。

現行の社会保険労務士試験の仕組みですが、こういった文書作成能力、論理的思考能力というものについては、受験資格というものを設定することによりまして、この能力を担保した上で、1日での試験で社会保険労務士としての専門的知識を確認するというをやっております。

具体的には後から配付いたしました2枚の紙でございますが、この試験日については、今年度は8月26日の1日でやっております、選択式及び択一式ということになっておりますが、試験科目は2枚目に付けておりますように、例えば労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、労務管理に関する一般常識、社会保険に関する一般常識、これも労務管理、社会保険という専門的分野に限っての一般常識でございます。あと健康保険、厚生年金、国民年金ということで、かなり労働社会保険諸法令に関しての専門的な分野からの出題という形で決められているところでございます。

こういったことから、先ほど申しました文書作成能力、あるいは論理的思考能力等については、受験資格の設定によって見させていただいているわけございまして、元のペーパーに戻っていただきまして、仮に受験資格を廃止とした場合には、こういった能力の担保のためには、例えば今行っている専門的な受験科目に加えまして、一般教養を問うとか、論文式の試験を課す、口述式の試験を課すと。多くの士業の試験におきましては、そういった論文式、あるいは口述式の試験を置いているものがほとんどであろうかと思っておりますが、そういった受験資格を要しない他の試験と同様の代替措置を講ずることが不可欠であると思っております。そういたしますと、受験者の負担を増加させることにならざるを得ないと思っております。

なお、この試験の実施事務につきましては、社会保険労務士の受験者が昭和の辺りにずっと1万人を切っていたものが、平成になりましてかなり増えました。現在4万人、あるいは5万人となっているという実態に鑑みまして行政簡素化という方針に基づき、平成12年より全国社会保険労務士会連合会に試験の実施事務を委託してやっているということもございまして、限られた日数の中で効果的に社会保険労務士としての能力を有する方を選抜するという観点からも、こういった受験資格を置いていると考えていただければと思っております。

ただ、この受験資格については、当初申しましたように、できる限り、社会保険労務士

試験を受けたいという方々のニーズをできるだけ反映するように、実務経験におきまして、かなり幅広く認め、これを拡大してきているという実態にあることにつきましても、御配慮いただければと思っているところでございます。

以上、私からの説明は簡単でございますが、これで終わりにしたいと思います。

○中条主査 ありがとうございます。まず端的に申し上げて、ほかの資格制度については、大部分のものについて、受験資格が廃されているわけですが、社会保険労務士の場合に、今御説明あった受験資格の考え方のところに書かれているような要件が特段に必要であるという理由はどこにありますか。

○清川課長 それは各士業におきましても、いろいろな方法で受験生を選抜しているのであろうと思っております。そういったいろんなやり方の中で、例えば各種の受験資格を置いていないものにつきましても、見させていただきますと、ほとんど論文式の試験でございますとか、口述式の試験を、いわゆる専門的な能力を見る筆記試験に付加して置いているというものがほとんどでございまして、そういった別の試験を課すことによって、私どもが社会保険労務士において担保しようと思っております文書作成能力とか論理的な思考能力とか、もう少し基礎的な一般教養的な部分を見ようとしているのかなと思っております。現行は社会保険労務士試験は全国社会保険労務士会連合会に委託しているわけでございますけれども、その現行試験のやり方を考えますと、受験資格を他資格のように撤廃するというのは難しいのではないかと思っております。

そこにありますように、仮に撤廃するというのであれば、口述の試験、記述試験という他の資格試験で置いているのと同じような形での設定をすることが不可欠だろうと思っておりますので、それは受験する方の負担を考えれば、かなり幅広く多くの方が受けていただいている試験ですので、受験者側にとってどうかということがあるので、なかなか難しいのかなと思っております。

○中条主査 受験者の負担を増加させることになるのか、実施する側の負担を増加させることになるのかというのは、試験のやり方次第だと思うんですが、この文書作成能力とか論理的思考能力を見るためには、例えば短大卒業と同等程度の学歴を持っていない人にだけそれを課すという方法というのは当然あり得る話かと思うんですが、そうなると、受験者の負担を増加させることにはならない。やる方の負担、事務作業は増える可能性がある。その分だけ受験生が増えますから、増える可能性はあるわけです。ですから、必ずしも受験生の負担を増加させるということにはならないんだろうと思っておりますが、その点はどうですか。

○清川課長 先ほど申しましたように、まさに受験者の負担という問題と、資格試験を行う側でのやり方、負担の問題の両面あるということだろうと思っておりますが、さっきおっしゃられましたように、それでは、受験資格の代わりに1次試験という形をあらかじめ置きまして、そこでスクリーニングをかけたとした場合、これは他士業の場合には試験を1次、2次と分けて行っているものであると考えておりますが、そうなりますと、現行8月に1

日で実施している試験の何か月か前に受験資格を満たしていない方についての資格の試験を別途設けて実施するということが必要になってくるということで、その負担が勿論出てくる。

○中条主査 やる側はね。

○清川課長 勿論でございますが、それと併せまして、現在最初に申し上げたように学歴要件だけに限っているわけではなくて、短大卒、高専卒、専修学校卒といった資格を有していない方につきましても、実際に社会保険労務士試験を受けようと考えている方の多くは、例えば組合で労務管理に従事しているとか、組合で労働問題について関心を抱いているとか、企業の中で実務として労働社会関係法令に従事しているといった方が実際に社会保険労務士を目指そうという方の多くであると考えておりますので、そういった方々に対しましては、逆に3年間という短くした受験資格で試験を受けることができるという形を取っておりますので、それで相当幅広いニーズを満たすことができているのではないかと私ども考えておるところでございます。

○中条主査 幅広いニーズを満たしているということはわかりますけれども、こういった資格制度というのは基本的にはだれでも受けられるという門戸を開いておくということが大事なわけですから、何割かわかりませんが、そういうニーズが満たされているからということではなくて、すべての人が受けられるという形にしておくべきではないかと。

文書作成能力とか論理的思考能力が必要だということであるならば、これは短大卒業程度の学歴、要するに大学で言えば教養課程の2年間ですね。それで文書作成能力や論理的思考能力があると言えるのかという議論になると、これは禅問答になってしまう可能性が十分あるわけで、こういったことというのは、実際に仕事をやっていく中で、これは使える使えないというのは、マーケットで淘汰をされていくということだと思うんです。自分のところの学生を見ていても、大学の2年生でその能力が十分あるかと。ビジネスで使えるかということ必ずしもそうではないわけで、それを判断していくのは、市場の中で使う側が判断をしていく。そのときに、いきなり何にも判断基準がないと、消費者の方は困るわけで、一応専門的知識がある人であるというシグナルはある程度必要であろうと。

したがって、専門知識は持っていますよということを示すという意味での資格制度というのは、意味があると思うんですが、論理的な思考能力があるか、文書作成能力があるかは、頼んでみて、ちょっとやってみればわかる話ですね。もし簡単な能力を見たいと思うのであれば、簡単にわかる話であるし、非常に深いものを要求するというのであれば、これは短大卒業程度でOKとはとてもいかないし、場合によっては博士課程を卒業していったって文書作成能力はない人はいっぱいいるわけですから、こういうもので文書作成能力や論理的思考能力を見るというのは、ちょっと方向違いではないかと思うんですが、そこはいかがですか。

○清川課長 論点は2つくらいあるかと思うんですが、1つの論点として、例えば短期大学、高専卒業ということで、どこまでの文書作成能力、論理的思考能力を実際に見るこ

とができるのかということだと思いますが、それに関しましては、高等教育それぞれの教育課程の編成に当たりまして、学校教育法等に目標として掲げられております「職業又は実際生活に必要な能力の育成」とか、「幅広く深い教養及び総合的な判断力」を培うということを目的として、それぞれの教育課程が実施されて、それについてきちんと課程を修了したということが判断されて、卒業証書と申しますか、課程修了者としての資格を得ていると思っておりますので、そこで得られた一般知識、教養については、それは一定程度の判断するよすがに当然なるものではないかと考えております。

実際の使う側として、それは市場の中で淘汰されるのではないかという議論がもう一つあると思います。それは勿論、そういった議論もあり得るということは私ども理解はいたしますが、ただ社会保険労務士につきまして、事業主の代理として行政庁その他に対します書類の作成等々を責任を持ってやっていただくということで、相当高い社会的責任を持っている業務であるというふうに私ども考えておりまして、そのために社会保険労務士資格というものを置くとともに、全国社会保険労務士会連合会等々の御協力によりまして、高い倫理感等を養っていただくという形で研修を実施していただいたりということもしておるということで、社会保険労務士になるには、それなりのきちんとした資質を身に付けている人に、そういった責任のある仕事を果たしていただきたいと思っております、かつ、こういった方々が具体的に最近複雑化するような企業の労務管理のアドバイスなどもやっていただいている。

そうなりますと、それは働く人々にとって、特に中小企業の方が社会保険労務士の方のアドバイスに多く頼っているという実情もあろうかと思いますが、そういった中小企業で働く労働者の労務管理に社会保険労務士の仕事は、働く者に相当幅広く関わってきますので、そこについての余り好ましくないアドバイスについては、事業主が使わなくなるだろうという形で整理するのは、私どもとしてはどうかなと思っているところでございます  
○中条主査 それだけ高い責任能力を求める根拠が、大学2年生程度かということ、要するに、一定の資質があるというのは確におっしゃるとおりだと思いますが、それが社会的にそれだけの責任を持ったものに対応するかということ、全く別問題で、それは私はマーケットの中で淘汰されていく話だと思うんです。これを学歴で見るとはなかなか難しい話であらう。

当然大学2年生が一定の水準であるということは、そのとおりなんです、それとは全く別問題ではないかと思うんです。

○清川課長 つまり学歴要件のみで社会保険労務士としての資格を与えているというよりも、先ほど申しましたように、一方で学歴要件、あるいは学歴要件だけですと、実際に早くから実社会に出て、社会保険、労働保険、あるいは労働関係の分野で実務経験を積んできた人たちを排除することになってしまうということだろうと思っておりますので、そういった実務経験を幅広く認めた上で、双方どちらかによりまして、一定の資質、それが例えば大学院に比べると低くなるのではないかとと言われると、そうかもしれませんが、一定の資質

を満たしている方を対象として、先ほど御紹介した労働基準法、労働者災害補償保険法、健康保険法といったような専門的な知識を習得しているかどうかを確認するという形で、社会保険労務士試験に合格していただきまして、そういった方につきまして、更に社会保険労務士会に登録していただくという形で、それまでに実務経験を有するか、一定の必要な講習を受けていただくという形で段階を積み重ねていくことによって、社会保険労務士としてきちんとした仕事、役割を果たしていただけるように、制度全体が設計されている。

ただ、一旦社会保険労務士になった人につきましても、継続的に引き続き倫理面での研修とかは、全国社会保険労務士会連合会にお願いいたしまして、やっつけていただいているということでございますので、そういった意味ではかなり厳しい業務であると考えておりますし、それゆえに受験資格を置いているとは言っても、かなり多くの皆様が目指していただいている試験だと思っておりますし、かつ合格率は10%程度でございますので、相当えりすぐった方になっていただいているんだろうと思っております。

○中条主査 そこはよくわかるんですが、では、それだけ大変な責任ある業務であるというときに一定の文書作成能力、論理的思考能力として、これが大学2年生程度のものというのが意味があるのかどうかですね。それが余り意味がないんだったら、これはやめてしまった方がいい。そこはほかの部分で、勿論、専門的知識は必要でしょうから、勿論それもわかりますし、今、縷々御説明されたほかの条件というのにも必要かもしれない。

それに比べると、大学2年程度の資質というのは、例えて言えば、プロ野球選手になるのに草野球の経験があるかというのと同じで、その部分はなくたってどうでもいいじゃないかという程度のものであって、ここはなくてもいいんじゃないかと思うわけなんです。

○清川課長 そこは繰り返しになりますので、恐縮でございますが、そういった高いものを載せていく上での基礎の部分でございますので、その基礎の部分の有無というのを他の試験等におきまして、例えば1次試験の設定ですとか、口述、あるいは記述式の試験ということで、試験を2回行ったりとか、いろいろな方式で試験をすると言っているのではないかと思っておりますが、私どもとしては、そこは受験資格と。しかも、主査がおっしゃったように、それは相当幅広いものであると思っておりますので、そこで見させていただいているということでございます。

○阿部専門委員 ほかの士業で要求していないことをなぜ要求するのかということをおっしゃいました。そのほかに、そもそもなぜ学歴をそんなに信用しておられるのか。大学教養程度であれば、文書作成能力があるか、論理的思考能力があるという話を出されましたが、大学生はピンからキリまであって、日本の大学ではキリでも卒業させないと営業上困るので、まず何とかみんな卒業させるわけです。

私などあちこちの大学で教えるときに、答案をきちんと日本語で書ける者がいる大学はまだまし。答案が日本語になっていないというのが非常に多いわけです。それでもしょうがないから卒業させている。

その次に論理的にきちんとできているか。内容的にすぐれているかという話になるんだ

けれども、そこまでいかない。そもそも日本語になっているかというのがかなりの大学で問題になっているわけです。そんな大学を出たところで、はっきり言って何の役も立たないし、何の担保にもならない。

だから、学歴要件などは一切やめて、本当にその人が文書作成能力があるか、論理的思考能力があるかというのは、むしろ本人に情報公開させればいい。今、中条主査は市場で淘汰されると言われたが、市場で淘汰されるには情報が必要なんです、個別の士業を見て判断するのでは十分情報集積はしない。

自分からホームページなどで、自分はどのような研修を受け、どのような試験を受け、どれだけ力を付けたとか、自分の書いた文章はこれだとか、自分が当局と交渉してこういうふうになって、こううまくいったとか、そういう情報を提供した者が有利になるような市場を育成すればいいので。私は弁護士もかねていて、私のホームページは丁寧に書いているんですが、普通の弁護士は何も書かない。書かない方がお客が来るという閉鎖的な市場なんです。それはおかしい。むしろ情報をちゃんと提供して、お客さんに評価される人がはやるようにつくればいいので、それを何とかの学歴とか実務経験では、むちゃくちゃすごい層がありますし、実務経験で失敗ばかりした人でもいいかもしれないということになりますからね。実務経験など、何の意味もない。それよりは情報公開が非常に大事です。

それから研修や高い倫理感を養うと言われたが、そんなことだったら、社会保険庁職員からまずやってほしい。目の前に金があれば横領しようというのがごろごろいるという社会、そこが何で高い倫理感を養っているのか。公務員試験はちゃんとやっているわけですから、同じことで、ペーパーテストでは何の倫理感も確認されないし、研修などは話を聞いているだけで、本当に立派なお坊さんのようになったかどうかというのは、どこも試験をしていないわけですから、これも意味がない。

私も弁護士になったときに研修をやらされましたが、ただ聞いているだけ。あれで研修を修了しましたというのをもらって、いかにも立派な顔ができるというのは基本的に間違いで、それは高い倫理感があるかどうか、その人のやっていることを見て、あとは役所がきちんと不祥事は全部処分して、きちんと監督していくという方が筋で、役所は監督し切れないから、できるだけ本人に情報を出してもらって、出せない人は、お客さんから怪しいなと思われるとお客さんは来ないようにするとそんなふうにつくった方がよほどいいんじゃないかと思います。

○清川課長 まず学歴要件の前提といたしまして、大学、あるいは短大、高専での学業を習得するというこの意味については、私どもとしては学校教育法等に基づきまして、繰り返しになって恐縮ですが、それぞれの目的の下に必要な時間、単位を学習されて、かつそれを認定されている方であると思っておりますので、そこが意義があるかないかという議論は、私どもとしてはなかなか答えづらいかなと思っております。

○中条主査 要するに、信頼しておられるということですか。

○清川課長 当然信頼していると。

○中条主査 現場にいる者からすると、なかなか信頼できないんですけども。

○清川課長 先生方は厳しく見られているんじゃないかと思います。

○中条主査 うちの大学の学生だって、メールの書き方も知らないという学生だって一杯いるわけです。じゃ、お前がメールの書き方を知っているかと言われると、これまた困るところがあるんですが、最初に宛名を書いて、それからメールを書いて、最後に自分の名前を書くということさえわからなくて、いきなり文書を書いてくるのだから、そこであまりこれを一定の資質というふうに考えるのは私はどうかかと。

それよりも、阿部専門委員がおっしゃったように、市場で淘汰されていくというのが望ましいし、これは弁護士さんなどの場合ですと、競争できる状態になっていないかもしれないが、社会保険労務士はかなりの人数がいるわけですから、その中できちんと情報を出して、その中で淘汰されていくと。例えばきちんと情報を出して、ホームページで自分の宣伝を書いたときに、それを見れば文書作成能力があるかどうかくらいわかりますよね。

そういう形で見ればいい話であって、学歴で見えていくというのはどうなんですかとおっしゃるように、どうしても文書作成能力を見なければいけないとしたら、ほかの士業制度では別の試験をやっているんじゃないですかとおっしゃるんですが、私はむしろそっちの方も必要がないという考えなんで、これは事務作業上1次試験のようなことをやっていかないと、だれでも彼でも来てしまうと、事務作業が非常に大変になるという話は当然あると思いますが、基本的には学歴で見えていくというのは、ちょっと考え直した方がいいんじゃないかと思うんです。

○阿部専門委員 懲戒処分は情報公開しないというんですね。

○小林課長補佐 そんなことはないです。今でも官報に載せています。

○阿部専門委員 フォローアップ等調査費用というのは、全国社会保険労務士会連合会の資料の中で、資格者の実績の下のところで、懲戒履歴等ね、これは掲載は必要と考えていないというのは、社会保険労務士会のホームページには掲載しているという話であって、官報に載ったということ、そのときたまたま見た人は気がつくだけであって、今、この社会保険労務士に頼もうかどうかというときに、すぐ検索できるシステムにはなっていないわけですね。

○小林課長補佐 その点については、今、全国社会保険労務士会連合会と話し合いをしまして、社会保険労務士会のホームページに載せるか、厚生労働省のホームページに載せるか、どちらかで対応しようと思っております。それはホームページに載せるという意味ではやるつもりでおります。

○清川課長 情報公開を進めていくというのも、勿論非常に重要であると思っております、私どもとしては、それに向けて取り組もうと考えておりまして、先ほど小林課長補佐も申しましたように、やり方として全国社会保険労務士会連合会のホームページに載せるか、厚生労働省のホームページに載せるか、どちらかのやり方があろうと思っておりますが、今おっしゃったように、官報では出しておりますが、ただ、それだけで一度限りで多

くの国民の方が確認しようと思ったときにできないというのは御指摘のとおりだろうと思っておりますので、それを何らかの形で見られるようにはしていきたいと現在検討しております。

○阿部専門委員 現在検討中であるということはまだやっていないわけですね。そのときに、どこにあるよということがわかるようになるかということまで考えて、都道府県のホームページにアクセスして、載ってないとあきらめたら実は厚生労働省のホームページに載っていましたよと言われたって、お客さんとしてはそこまで頭が回らないわけです。だから、お客さんがこの社会保険労務士に頼もうかというときに、すぐ検索できるようにすることが大事です。

逆の話で、1回処分されると永久に掲載されるのか。何年で外していただけるのかという問題があって、別の話なんだけれどけれども、ある事件で国のあるところのホームページに載っているけれども、もう悪いことやめたんだから、外してくれるかといったら、外しません。国の方は何か3年経ったら外すというルールがあるんだそうですが、殺人犯でも刑が消滅して前科はプライバシーになりますから、こんなものは適当に外していただくというルールをちゃんとつくっていただくことは必要かなと思います。

○清川課長 そこは先ほどのお話のように、今は情報公開の方法について検討しておりますが、ホームページ等で情報公開をするという形にした場合におきましては、当然私どもも必要なものについて公開するものでありますから、それはできる限り利用者の方、国民の方が幅広くそういったものがあるということを知っていただくということは重要であると思っておりますので、それを周知する方法については、十分検討していきたいと思っております。

また、その場合に、個人情報との関係で、先生おっしゃられましたように、こういったものについて、いつまで載せるのかとか、本人との関係をどうするのか、そういったことについても今後、仮に役所の側、あるいは全国社会保険労務士会連合会がやるかと考えた場合、それぞれで個人情報についてどこまでやり方があるのかというのは違ってくるかと思いますが、そこは何を情報公開するのか決める際に十分に検討して配慮してまいりたいと思っております。

○安念委員 行政書士の試験は論文とか口述とかはありましたかね。

○阿部専門委員 口述はないが、簡単な記述が導入されたようですね。

○小林課長補佐 ほかの士業なので、我々が承知している限りですが、記述式があるはずですよ。

○中条主査 論述ではなくて、単に答えを自分で書くんですか。選択式じゃない。それは答えを書くだけですからね。

○安念委員 学歴が有効なスクリーニングになるかというのは私も非常に疑問ですが、それでも、会社に勤めたことがありますというのを受験資格の1つにするというよりは、確かに社会保険労務士という職場をまるっきり知らない人にやってもらうのはなかなか大変

だからというのわかるのですが。行政書士の資格がある人は受験資格があるということですね。それは行政書士が実際にプラクティスはやらなくてもいいわけですね。その行政書士の試験はほとんどがマルチプルチョイスで、記述式は本当に短いものを書かせるだけのものです。それは受験資格になっているわけでしょう。だとすると、それでもいいのだから、学歴云々で文書作成能力を見るというのはどうですかね。

行政書士は学歴要件がないではないですか。だとすると、学歴要件は撤廃しても構わないのではないですか。

○阿部専門委員 行政書士は逆に高卒で公務員 17 年、中卒で 20 年というだけでなれる。行政事務をやっていた期間という定義だから、先生ではだめなんですね。社会保険労務士はそれより 1 つ上というか、特化したものだと縛りをかけているつもりなんだろうけど、そんなに違いがあるんでしょうかね。元は社会保険労務士と行政書士は同じだったというか、行政書士は社会保険労務士の仕事ができただけです。昭和 50 年代に社会保険労務士は独立したんです。そのときにより厳しくなったという理解なんだろうとは思いますが、そんなに違うんでしょうか、同じく役所に出す書類の作成で。

○清川課長 私どもとして知り得る限り行政書士の試験においては、社会保険労務士の現行の試験と違っていることが 2 つあると考えておまして、1 つは記述式のものがあるということと、一般知識に関する科目があるという 2 つが、社会保険労務士の試験とは異なっているのではないかと考えております。

行政書士あるいは社会保険労務士試験、その双方とも他士業と比べて非常に受験生が多く、かつ合格者も多いということで、かなりボリュームのある試験だと思っております。そういうこともありまして、お互いに 1 日の試験で試験時間は 3 時間でやっているということでございますが、そういった時間の中で何を聞くかということが、それぞれの資格試験に求められる能力を考えていく上で必要であろうかと思っております。先ほど試験科目でごらんいただきましたように、かなり社会保険労務士については労働関係のまさにプロとして、仕事をしていただくということから、労働関係の科目につきまして、あるいは社会保険関係の科目につきまして、相当専門的な分野まで細かく、今設定しております試験時間を使いまして、聞いているということでございます。その観点から、例えば行政書士試験に置いておるような一般教養とか、記述式とかいった設問は取り入れていないということでございますので、より労働、社会保険に特化した部分で現在試験を行っているという関係から、基礎の部分については学歴及び実務経験という形でスクリーニングさせていただいているということでございます。

○安念委員 それはリプレースする可能性はないのですかというのが、さっきから主査からも伺っていることで、よろしいでしょう。一定の学歴のある人も受け入れましょう。実務経験のある人も受け入れましょう。でも、その両方ともない人については、例えば行政書士試験を受かった人は受験資格あると言っているのだから、行政書士試験は学歴要件がなくて、記述式しかないわけでしょう。

○清川課長 ないけれども、そのかわりに論文式ではないですけれども、記述式の試験があり、かつ一般知識も問うという形で。

○安念委員 だから、それで代替すればいいのではないですか。つまり、学歴要件も満たさない、実務要件も満たさない人にとっては、今おっしゃったような試験で代わりを埋めてもいいわけでしょう。

○清川課長 ただ、そうなりますと、繰り返しになりますけれども、現行の試験時間の中で、試験時間というよりもむしろスクリーニングするために、1次、2次のような形を取るとかですね。

○中条主査 そういう人だけやればいいんじゃないですか。

○清川課長 そうなりますと、その前に設定をするという形に。

○中条主査 だから、試験時間が1時間増えるから、やる側としてはその分労力を要するよねということですね。

○清川課長 そういった問題も勿論ございますし、かつ現行のニーズ、受験生のニーズということ考えた場合に、社会保険労務士というのはかなり労働、社会保険関係に特化した業務であろうかと思っておりますので、やはり実際に受ける方の中で、実務を経ながら受ける方の中では、そういった分野での、例えば、組合での経験でございますとか、あるいは労働社会関係法令についての企業の実務経験、もっと言えば、多分社労士事務所で働いていたとか、あるいは弁護士事務所で働いているとか、そういった方かもしれませんけれども、そういった本当に社労士試験を受けようという方については、別に学歴要件を持っていなくても満たされる道は十分ございますので、そちらの方で、カバーされているのではないかと。また、そのために、これまでも検討してそこを充実、と言いますか緩和してきて、整理されておりますので、そこで十分ではないかというふうに私ども思っております。

○安念委員 十分かどうかというのは、それ以外の人はいずれも声を上げないわけだから、これは何ともわからないし、実際に私たちの言うように広げたところで、実際、それはそう大した人数ではないでしょう。実際に短大でもいい、大学では教養課程でもいい、かつ専修学校でもいいわけでしょう。となると、同年代階級の相当の、多分7割とか8割とかぐらいまでカバーしていますね。だとすると、我々が言うように、学歴要件を撤廃したからといって、それによって増える人数は多分わずかだろうと思うのです。だけれども、ここで言っているのはそういうことではないのです。つまり、わずかであればまず試験実施の負担はそもそも少ないんだから大した問題ではない、マージナルな負担増しかない。

かつ、ちょっとしか増えないからと言ったって、門戸を開けておくということは重要なわけです。だって、今おっしゃったように、いろいろ広げました広げましたと、それはそれで結構です。その御努力は大変結構ですが、既に広げてしまったものをどうしても維持しなければならないだけのものがあるのかとなれば、そっちの方が疑問になってきますね。

○清川課長 それは、ニーズはどこまであるのかという議論は勿論あるかと思いますが、

試験を実施する場合に、人数が増えた分、受験生が増えるという、そこで試験の作業が増えるというのではなくて、より別の観点からの試験を実施する必要があるということから、そこの兼ね合いというのが大きな問題になってくるんだろうと思います。

○中条主査 それはわかりますけれども、だから、1時間なのか30分なのかよけいに試験をやらなければいけないですよ、という話はわかりますけれども、あと1科目追加するためのコストというのはどのぐらいかと。

○清川課長 1科目追加というよりも、むしろ例えば、口述式ですとか筆記式ですとか。

○中条主査 口述式とか筆記式でなくてもいいんじゃないですか。行政書士が受けているような試験程度のものであればいいわけですから。

○清川課長 行政書士の資格試験は、当然それぞれの必要と思われるものについてやっているの。

○安念委員 現に行政書士となる資格を有する者は受験者と認めているわけだから、それでいいということになるのではないですか、現に認めているのだから。行政書士の試験に受かった人というのは、別に学歴の要件はなしで、記述式あるいは一般常識程度でいいということになっているわけでしょう。それに受かった人には社労士の受験資格はあるのだから、その程度の試験を付加すればいいということですよ。そうとしか言いようがないでしょう。現にそれは制度として認めているのだから。

○小林課長補佐 そう思うんですけれども、今我々が社労士の制度を持っていて、いろいろな方からいろいろな御意見を日々いただくんですけれども、そういった中で、受験資格について、これが不適當なのでこれを広げてくれみたいなお意見は、今のところそれほど受けていないんですが。

○安念委員 それは意見を言う人はいないのだから。

○小林課長補佐 それはやはりおっしゃる方はおっしゃるんです。

○安念委員 今、現に受験資格がない人の声というのは聞いたことはないでしょう。

○小林課長補佐 だから、例えば。

○安念委員 質問に答えてください。そういう人にあなたはお聞きになりましたか。

○小林課長補佐 おっしゃる方も少しは、多少は聞いたことがあります。

○安念委員 違います。受験資格が現にない人のニーズというのは調べたことはないでしょう。

○小林課長補佐 だから、そういう方がおられる。

○安念委員 そういう方とはどういう方ですか。

○小林課長補佐 受験資格がなくて受けられないという方がおられれば、我々のところにもそういう要望なりを言ってこられる方も。

○安念委員 普通、そう言っても、受験資格がない人はそのような声を上げるというチャンスはないですよ。

○小林課長補佐 それは、ニーズがそれなりにあれば我々の方にもそういう話が出てくる

だろうと、これは我々の側の。

○安念委員 それはだめです。調べなければ。自分の方から調べに行かなければわかるわけではないです。受験資格がない人が声を積極的に上げるなんということはありませんから。

○小林課長補佐 もう一つは、人数との比較で、試験事務のコストというのがあって、先生おっしゃるように、当然受ける人が少なければ採点の手間は少なくなるんですけども、その前に、試験問題をつくるという段階で。

○安念委員 それはニーズとは関係ないですから。

○小林課長補佐 これがなかなか相当な分量というのがありまして、それとの兼ね合いというのもあると思います。

○中条主査 その労力がかかるということは、それは認めますよ。何がしかのコストはかかるということは、それは私は認めますけれども、しかし、規制改革会議の考え方としては、なるべく多くの人にチャンスを与えるということは大事なところであって、いろいろな理由で大学に行けなかったり高校に行けなかったりとかという人がいて、そういう人たちにしてみれば、何らかの資格を取るということが、これはとても需要度は高いかもしれない。そういう人が、大学も行けなかったけれども、これを受けたいよというときに、勿論、ほかにいろいろ幾つか選択肢はあるんですけども、しかし、全く何もない人でも受けられるということが大事なんですよ。実際そういう人たちが受けるかということ、やはりおっしゃったように1割ぐらいしか合格しないわけですから、それなりに勉強しなければいけないわけで、勉強するんだったら大変だねとか、そういうことであきらめるということがあるかもしれないけれども、やはりチャンスを与えておいてあげることが私は大事なだろうと、ですから、それは勿論コストとの兼ね合いの問題ではあると思いますが、是非そこを一度検討していただきたいということなんです。

今や一般常識的な試験であるならば、マークシートだって使えるわけだし、記述式で更にそこに若干加えて、それでおっしゃるように余りニーズがないとおっしゃるのだったら、さっきから安念委員がおっしゃっているように、受ける人の数も少ないわけですし、そちらでコストはかかるかもしれないけれども、一方、この10個もある資格を受験してきた人について全部受験資格を調べる方のコストから考えれば、これはやめてしまった方が楽かもしれないですね。

○清川課長 それは勿論、なるべく多くの方に受けていただくというのが重要であろうかと思っておりますし、かつ、実際にそういった試験を受けようと、あるいはそういった社労士になろうという方のニーズをできるだけ、ただのニーズではなくて、そういった方のニーズはできるだけ入れていくというのがまた重要であろうかと思っております。

それと併せまして、事務の効率、特に行政事務の効率という観点から、受験者が、数千人台だったのが数万人になったという状況を受けて、平成12年から社労士会連合会にこの試験の実施事務というのをお願いして、そこで効率化を図っている。単にその両方の問題の兼ね合いであろうかと思っておりますし、先ほど確認の事務ということでございました

けれども、これは一度確認されれば、それから3年間はもう二度と確認しないということで、大体受ける方の半数近くは、去年あるいは一昨年に受験資格の確認を受けているということです。その手間等は、できるだけ合理化しているというような部分もごさいます。その両方の問題についての兼ね合いということで、平成12年に御指摘を受けてから、いろいろ検討させていただきまして、かつ法改正も行って現行の形になって、平成17年の段階で、この問題について一定の措置済みという形で、規制改革会議の中でも整理されているというふうに私ども理解しております。

現在、その段階から、特にそういった大きな変化とか、あるいは受験者の方からの声とか、そういったものも先ほど申しましたように、聞こえてこない、それはニーズ調査までしていないからではないかと言われればそうかもしれないんですけども、そこはある程度幅広くしてきておりますので、現行、そこで格段の不都合を生じていないのではないかと考えております。

○安念委員 それは実務御担当のお立場として随分お広げになったし、私はその御努力というのは、やはり会の方が広げることにはどうしても反対するわけです。課長の方はそちらの方を説得しながらの御作業だから、私は大変だったろうと思います。ただ、ここまで来てしまえば、同じことではないのというのが、お互い本音でしょう。しかも大学をただ出たというだけでは、何の当てにもなりませんと、大学の先生3人もそろってそう言っているわけですから、もうそろそろいかがですか。

○阿部専門委員 規制をしているから大学がどんどんできるんですよ。とんでもない話で、だめなのをほうっておけば、大学は自然につぶれる。

○山下参考人 こういう機会を与えていただきましてありがとうございます。今日の議事は、社会保険労務士の受験資格としての学歴要件の見直しということで、どういう人を合格させるかとか、どういうふうに専門性を高めるかというよりも、いわゆる入口の議論であったかと思えます。10年前、20年前に比べて、今は高学歴、高齢化の時代、国際化の時代です。しかも今、再チャレンジといいますか、人生2度、3度やり直すようなところがあります。今は極めて高学歴な社会になっていますけれども、昔は金の卵と言われた中卒、高卒の方で、社会の一線で、団塊の世代を背負ってこられた方がリタイアして、家庭に主婦でおられる方も何らかの形で社会貢献していこうと。そういうときに、今までの社会を築かれた方が、社会の中堅、あるいは様々なサポートをするような時代になったときに、学歴が必要となってくると。非常に御努力されて、職場に労働組合だとか法人に3年以上いると、学歴を問わず、受験することができることにまでなっている一方、社会で活躍された方が女性でも男性でも、残念ながら資力がなかったために、学校に行けなかった、高校卒の方もかなりおられたわけです。

これは他士業、司法書士等ほかでも、国籍条項等がないので、しかも中学を出ればだれでも試験を受けられることになってはいますが、社会保険労務士の試験を受けようとする場合は、国籍関係はないわけですね。

○清川課長 国籍要件は置いておりません。

○山下参考人 国籍要件がなければ外国の方も受けることができると、その場合は、やはり大学だとか学歴を見られていくわけですから、その辺のところをどのように考えるのか。

それから、やはりこの規制改革という1つの流れの中でどのような社会を生み出そうかというときに、1つの判断だと思うのですが、機会の均等ということを考えて、門前払いをしなくて、だれでも受けようと思う方は受けられる機会を与えるということでのチャンスを提供する。やはりニーズがどれだけあるのかということの判断かと思いますが、1つはそういう機会を与えていくと、門前払いをしないということを考えてみたときに、日本人に対しても外国人に対しても平等にしていこうという発想があるのであれば、もう少しこの辺のところを、学歴ということにそれほどこだわる必要があるのかということと、外国人に対して全く国籍条項がないのであれば日本人に対しても、もう少し要件を緩和していてもいいのではないかと思いますので、何かお考えがあれば、教えていただければと思います。

○清川課長 まず現行どうなっているのかということにつきましてですけれども、まず、外国国籍の方については、そういった受験資格、あるいは欠格要件には勿論ないということで、当然、能力のある方には社会保険労務士になっていただく、御活躍いただくというふうに考えているわけですが、その際に、こういった要件をどのように考えるかということですが、受験資格の中に、連合会の中で、個別の受験資格審査というものを設けておまして、そこで学校教育法に定める短大を卒業した者と同等以上の学力があると認められる方については、受験資格を個別に認定するという形になっておまして、まさにお話にありましたような各種学校でございますとか、その他、国内外、国外の教育施設等の修了者等についても、個別に私は外国のこういった関連の教育施設で学んできたということについてお示しいただいた場合には、それについて個別に試験の実施事務を行う連合会の方で、確認させていただきまして、そこで受験資格が付与されるというような仕組みになっているところでございます。

今後、そういった形で、まさに受けたいという方の、しかも社労士になりたいと、かつそういった能力を有しているだろうと思われる方のニーズに広く応えていくということは、当然重要であると思っております、そこは既存のままにしていかなければいけないということではなかろうかと思っておりますが、そういった意味で、受験資格をかなり幅広く、ここに書いている以外にも、そういった連合会が個別審査をするようなこともできる形になっておりますので、そういったことを御活用していただいて、ニーズに対応していくことは、可能かなと思います。

○中条主査 であるならば、外国人の方にもそこまで寛容に門戸を開いているんだったら、日本人にも、もうあと一歩じゃないですかという御意見ですね。私も全くそのとおりだと思うんです。

○阿部専門委員 外国人の場合、日本の法で要求しているだけの学歴や実務経験を要求す

るんでしょう。その審査はめちゃ大変ですね。ウズベキスタンで会社に勤めていました。労災業務を3年やっていたと言われて、本当かどうか。しかも、公務員の経験3年というのは、単なる行政経験だから、風俗営業許可業務をやっていたっていいわけだよね。だから何の関係もないけれども、資格はあるんでしょう。全然つり合いが取れないし、外国人についてそんな余分なことをやるなら、審査事務が大変で、それこそあなたの方の仕事が大変です。しきりにやるのが大変だと言われるが、そんな審査も大変なんで、とにかくサルでなければ全部受ける資格があると。試験自体は10倍もの競争率だから、大学卒だっただろうら落ちるのだから、受かるなら小学校しか出ていなくても、大学卒の10人のうち9人には負けない力があると考えて合格させて、あとは仕事で勝負でいいのではないか。

あともう一つ大事なものは、規制改革会議は、規制緩和だけを言うようにみられているが、職業選択の自由と憲法の基本的人権は非常に大事で、学歴などというおよそ訳がわからなくて、無能なものでもとにかく卒業すれば資格で優先度があるというのは、職業選択の自由を侵害して、憲法違反の産物だと私は思っているんです。そちらを考えてもっと緩めていただけないかと。

○安念委員 例えば高卒の人が、10倍の試験を受かったのであれば、その方がすばらしいことと言うべきであって、それを後押しするようなシステムに是非改変していただけないかなと思います。

○中条主査 随分と幅広く寛容にというか、してこられたわけですから、その方向の延長というか、すごく先の延長にあるわけではなくて、さっきから安念委員がおっしゃったように、もうちょっとのところですし、例えば派遣労働をもっと自由にしろという話とは全く重みの違う話であって、受験資格をなくしてしまえば、こんなことで規制改革会議と議論する必要もなくなる。事務コストも、派遣労働の話で議論されるんだったら、厚生労働省さんとしても力を入れて守らなければいけないかもしれないが、この話は殆どかなりの部分まで緩和してこられたわけですから、ここはあと一歩というところで、是非御検討を賜ればと思います。

今日はもう時間になってしまいましたので、今日はありがとうございました。

以 上